

- ・ モデル就業規則の副業・兼業部分の改定案提示
- ・ 副業・兼業者の保険加入について

モデル就業規則の副業・兼業部分の改定案提示

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

厚生労働省は平成29年11月20日、第4回柔軟な働き方に関する検討会の中で、モデル就業規則の労働者遵守事項の中に記載がある「許可なく他の会社等の業務に従事しないこと」を削除の上、新たな「副業・兼業に関する規定」を設ける改定案を提示しました。

モデル就業規則 改定案

(副業・兼業)

第65条 労働者は、勤務時間外において、**他の会社等の業務に従事することができる。**

2 労働者は、前項の業務に従事するにあたっては、事前に、会社に所定の届出を行うものとする。

3 第1項の業務が次の各号のいずれかに該当する場合には、会社は、これを禁止又は制限することができる。

- ① 労務提供上の支障がある場合
- ② 企業秘密が漏洩する場合
- ③ 会社の名誉や信用を損なう行為や、信頼関係を破壊する行為がある場合
- ④ 競業に当たる場合

企業の対応 (副業・兼業の推進に関するガイドライン骨子(案)より一部抜粋)

1. 裁判例を踏まえれば、原則、副業・兼業を認める方向とすることが適当である。副業・兼業を禁止、一律許可制にしている企業は、副業・兼業が自社での業務に支障をもたらすものかどうかを今一度精査したうえで、そのような事情がなければ、労働時間以外の時間については、労働者の希望に応じて、原則、副業・兼業を認める方向で検討することが求められる。

2. その場合、労務提供上の支障や企業秩序への影響がないか、また長時間労働を招くものとなっていないかを確認する観点から、副業・兼業の内容等を労働者に申請・届出させることも考えられる。

3. 特に、労働者が他の使用者に雇用されて副業・兼業を行う場合には、労働時間や健康状態を把握するためにも、副業・兼業の内容等を労働者に申請・届出させることが望ましい。

副業・兼業者の保険加入について

アルバイトで従業員を採用しますが、他にもアルバイトをしているようです。保険には加入させなければなりませんか？



①

まず雇用保険加入要件①②の両方を満たしています。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上
 - ② 31日以上雇用見込みがある
- 貴社でも他社でも満たしている場合は生計維持に必要な主たる賃金を受けける方で加入する必要があります。



②

こちらでは雇用保険加入要件を満たしていますが、他社での状況を確認します。ちなみに社会保険はどうなりますか？



③

社会保険におけるパートやアルバイトの加入要件の【基本】は、1週の所定労働時間および1ヶ月の所定労働日数が常時雇用者の「4分の3以上」です。

【例外】として、被保険者数が501人以上の事業所等は別途要件あり



④

当社のみでは社会保険加入要件を満たしていませんが、労働時間を他社と合算したら満たすかもしれません。



⑤

加入要件を満たすかどうかは事業所ごとに判断しますので、合算はしません。複数の事業所で要件を満たす場合は複数の事業所で加入することになりますが、本人が届出によって選択し、選択した事業所を管轄する年金事務所が保険料を按分計算します。各事業主はそれぞれ按分された保険料を支払います。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

お知らせ

「ビタミンM」メール配信サービスを始めました！「kor@nkgr.co.jp」に＜事業所名・お名前・メール配信希望＞をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)

〒561-8510

大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル

発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健

執筆担当者: 岩城 恵美

TEL: 06-6868-1193

FAX: 06-6862-4662

Mail: kor@nkgr.co.jp



作成日: H30.1.9